

第34回石巻市農業委員会定例総会会議録

令和3年4月26日

石巻市農業委員会

第34回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和3年4月26日 午後 1時30分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会
挨 拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 農家相談委員会委員長報告について

報告第 2号 使用貸借の解約による通知について

報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 4号 農地の現状変更届出について

報告第 5号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第 6号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

日程第 3 議案第 1号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 4 議案第 2号 買受適格証明願について

日程第 5 議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 7 議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 8 議案第 6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の取消しについて

日程第 9 議案第 7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

閉 会

出席委員（16名）

1番	安部	秀逸	委員	2番	佐藤	克美	委員
3番	三浦	豊志	委員	5番	佐藤	健悦	委員
6番	狩野	利一郎	委員	8番	佐々木	洋	委員
9番	伏見	晃也	委員	11番	後藤	嘉伸	委員
12番	高橋	良一	委員	13番	高城	邦秀	委員
14番	高橋	千代恵	委員	15番	今野	勝夫	委員
16番	遠藤	章一	委員	17番	色川	恭子	委員
18番	遠藤	和祥	委員	19番	大橋	邦雄	委員

欠席委員（3名）

4番	後藤	久一	委員	7番	三浦	孝一	委員
10番	大森	香織	委員				

出席農地利用最適化推進委員（18名）

20番	山田	信悦	委員	21番	阿部	勝	委員
22番	木村	和広	委員	23番	渥美	浩晃	委員
24番	武山	礼二	委員	25番	三浦	和惠	委員
27番	山口	修一	委員	28番	加納	憲夫	委員
30番	佐藤	晴夫	委員	31番	渡邊	孝彦	委員
32番	高橋	信一	委員	33番	佐藤	均	委員
34番	相澤	逸夫	委員	35番	勝又	功	委員
36番	榊田	有司	委員	37番	西條	健一	委員
38番	阿部	正展	委員	39番	西條	勲	委員

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

29番	佐々木	勝行	委員
-----	-----	----	----

事務局職員出席

西城	芳光	事務局	長	渋谷	幸伸	事務局	次長
渡辺	和子	事務局	長補佐	齋藤	敏幸	主任	幹事
村上	浩則	主任	幹事	保理	裕宣	主任	主事
山本	万里	主任	主事	菅井	泰弘	主任	主事

若 井 慎太郎 主 事

○西城芳光事務局長 ただいまから第34回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○西城芳光事務局長 総会開会に当たりまして、大橋会長から挨拶を申し上げます。

○大橋邦雄会長 ー 挨拶 ー

○西城芳光事務局長 次に、総会に入ります。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務め、議事を進めていただきます。

それでは、大橋会長、よろしく願いいたします。

午後 1 時 3 9 分 開会

○議長（大橋邦雄会長） それでは、石巻市農業委員会総会会議規則第 7 条第 1 項の規定により議長を務めさせていただきます。

会議に入ります。ただいまの出席農業委員は 16 名、推進委員は 18 名であります。後藤久一農業委員、三浦孝一農業委員、大森香織農業委員、佐々木勝行農地利用最適化推進委員からは、欠席の報告がありました。定足数に達しておりますから、会議は成立いたしました。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

◎議事録署名委員の指名

○議長（大橋邦雄会長） 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第 21 条第 2 項に規定する議事録署名委員であります。議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） 異議なしの声がありますので、本日の議事録署名委員は議席番号 11 番後藤嘉伸委員、14 番高橋千代恵委員をお願いいたします。

次に、委員の皆様にお願いがございます。質疑がある方は、挙手の上、発言をお願いいたします。なお、農業委員の皆様は、議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は、区域名とお名前をお願いいたします。

◎報告第 1 号～報告第 6 号

○議長（大橋邦雄会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第 2、報告第 1 号 農家相談委員会委員長報告についてを議題といたします。

農家相談委員会、狩野利一郎副委員長より報告をお願いいたします。

○狩野利一郎農家相談副委員長 それでは、ご報告いたします。

去る 4 月 16 日金曜日、午後 1 時 30 分から午後 1 時 45 分まで、当会議室におきまして農家相談委員会を開催いたしました。新規就農の資格審査に係る相談者はございませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま農家相談委員会、狩野利一郎副委員長より新規就農に関する相談はない旨の報告がありましたので、報告第 1 号を終了いたします。

次に、日程第 2、報告第 2 号 使用貸借の解約による通知についてから報告第 6 号 農地法第 5 条

第1項第7号の規定による届出についてまでを一括して上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、一括して上程いたします。

議案書は2ページから30ページになります。事務局より報告願います。

○村上浩則主幹 報告第2号を説明いたしますので、議案書2ページから7ページを御覧ください。

使用貸借の解約による通知について報告いたします。今月の受理件数は9件です。解約の理由は、耕作者変更のためが5件、農地法第5条による転用届出のためが1件、借人の都合のためが3件でございます。

次に、報告第3号を説明いたしますので、議案書8ページから25ページを御覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。今月の受理件数は36件です。解約の理由は、貸人の都合のためが5件、耕作者変更のためが8件、農用地利用集積計画による売買のためが3件、借人の都合のためが20件でございます。

次に、報告第4号を説明いたしますので、議案書26ページから27ページを御覧ください。農地の現状変更届出について報告いたします。今月の受理件数は、田から畑にするため0.7mの盛土をするものが1件でございます。

次に、報告第5号を説明いたしますので、議案書28ページを御覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告いたします。今月の受理件数は2件です。駐車場とするものが1件、貸し駐車場とするものが1件です。

次に、報告第6号を説明いたしますので、議案書29ページから30ページを御覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による届出について報告いたします。今月の受理件数は3件です。貸し駐車場とするものが1件、事務所及び駐車場とするものが1件、住宅敷地とするものが1件でございます。

以上でございます。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま事務局から報告がありました報告第2号から報告第6号に対し、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、報告第2号から報告第6号までを終了いたします。

◎議案第1号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第3、議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

議案書は31ページから36ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○山本万里主任主事 議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてご説明いたします。

番号1番、資料は31ページとなります。申請地は、都市計画区域外の農用地区域内にある土地で、登記は畑、現況は通路となっております。自宅敷地に隣接する県道の開通に合わせ、平成3年に通路を拡幅し、非農地となったものです。非農地となってから20年以上経過した土地であります。

番号2番、資料は31ページとなります。申請地は、都市計画区域外の農用地区域外にある土地で、登記は田、現況は宅地となっております。昭和59年に贈与を受けた頃から、農機具置場の一部として使われていた土地です。非農地となってから20年以上経過した土地であります。

番号3番及び番号4番は関連している申請であるため、併せてご説明いたします。資料は31ページから32ページとなります。申請地は、都市計画区域外の農用地区域内にある土地で、登記はそれぞれ田及び畑、現況は農業用施設となっております。平成7年の時点で既に農業用施設が設置されていたことが当時の航空写真で確認できます。非農地となってから20年以上経過した土地であります。

番号5番、資料は32ページです。申請地は、都市計画区域外の農用地区域外にある土地で、登記は畑、現況は宅地となっております。昭和60年に宅地分譲した際に農地の一部が含まれていたものです。非農地となってから20年以上経過した土地であります。

以上の説明となります。

○議長（大橋邦雄会長） 次に、農地調査委員会による現地調査の結果について、農地調査委員会、伏見晃也委員長より報告をお願いします。

○伏見晃也農地調査委員長 それでは、議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてご報告申し上げます。

4月15日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、事務局より説明を受け、現地調査を行いました。申請書の内容を審議した結果、今後とも農地として利用される可能性はなく、非農地として証明することにつきましてははやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から現地調査結果について報告がありましたが、その中に農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する議事参与の制限に該当する案件がありますので、先にこの案件から審議したいと思いますが、これにつきましてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、初めに議案書の番号2番を議題といたします。

議案書は31ページになります。

議席番号●番●●●委員は退席願います。

（●番●●●委員 退場）

○議長（大橋邦雄会長） 本案番号2番についてご意見、ご質問ございませんか。

を希望するものです。

■■■■、申請人は石巻市在住の方で、駐車場とすることを目的とし、買受けを希望するものです。

なお、本案件の競売事件は、農地の転用を要するものであることから、申請人は手続を農地法第5条第1項による許可申請に準じて行っております。

申請人が競売の落札人となった場合、改めて農地法第5条第1項による許可申請を行う必要がありますが、買受適格証明書が交付された時点で農地法第5条第1項の許可要件を満たしていると判断できるため、買受適格証明書の交付時点と事情が異なっていなければ、総会の審議を経ずに知事へ進達することといたします。

以上でございます。

○議長（大橋邦雄会長） 次に、農地調査委員会による現地調査の結果について、農地調査委員会、伏見晃也委員長より報告をお願いいたします。

○伏見晃也農地調査委員長 それでは、議案第2号 買受適格証明願についてご報告申し上げます。

4月15日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、事務局から説明を受け、事前審査を行いました。資料等により証明願の内容を審議した結果、適格者であると判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から現地調査結果について報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案■■■件について、願い出のとおり買受適格証明書を交付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案■■■件について願い出のとおり証明書を交付することに決しました。

◎議案第3号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第5、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案書は39ページから43ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○保理裕宣主任主事 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、番号1番から順に簡潔にご説明いたします。

番号1番は、譲渡人の所有地処分による農地の売買であります。申請地は畑1筆、面積912㎡です。なお、対象農地は下限面積10aが設定されている折浜区域内に所在しております。

番号2番は、譲渡人の耕作不便による農地の売買であります。申請地は畑1筆、面積178㎡でござい

ます。

番号3番は、譲渡人の所有地処分による農地の売買であります。申請地は畑1筆、面積1,214㎡です。

次の番号4番と5番に関しては、耕作の利便性のための農地の交換であります。初めに、番号4番は申請地は田1筆、面積1,022㎡です。次に、番号5番の申請地は田1筆、面積1,025㎡です。なお、交換による金銭の受渡しが無い等価交換であります。

番号6番は、親から後継者である子への農地の贈与であります。申請地は田1筆、面積1,240㎡です。

番号7番は、隣接農地の所有者への贈与であります。申請地は畑3筆、合計面積86.02㎡です。

番号8番は、7番と同じく隣接農地の所有者への贈与であります。申請地は畑6筆、合計面積89.34㎡です。

番号9番は、農地を接する知人間の贈与であります。申請地は畑1筆、面積17㎡です。

番号10番は、譲渡人である法人の経営合理化の一環としての贈与であります。申請地は田2筆、合計面積181㎡です。

番号11番は、子への経営継承による使用貸借であります。申請地は畑1筆、322㎡です。

番号12番は、借受人の耕作の利便性のための知人との使用貸借であります。申請地は畑1筆、面積1,829㎡です。

番号13番は、借受人の経営規模拡大のための賃借権の設定であります。申請地は畑1筆、面積1,044㎡です。

番号14番は、借受人の経営規模拡大のための賃借権の設定であります。申請地は田4筆、合計面積3,264㎡です。

書類審査及び現地調査をいたしました結果、全ての案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上となります。

○議長（大橋邦雄会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農家相談委員会による事前審査の結果について、農家相談委員会、狩野利一郎副委員長より報告をお願いいたします。

○狩野利一郎農家相談副委員長 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についての事前審査結果についてご報告いたします。

去る4月16日に開催いたしました農家相談委員会におきまして、農地法第3条の規定による許可申請について事前審査を行いました。4月の案件は、売買による所有権移転が3件、交換による所有権移転が2件、贈与による所有権移転が5件、使用貸借権の設定が2件、賃借権の設定が2件、計14件の申請がありました。このため、農地法第3条の許可要件につきまして、申請書類及び4月9日に各地区の農業委員並びに事務局職員により実施いたしました農地調査報告書などに基づいて審査したところ、いずれも適正なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会副委員長から報告がありました、本案についてご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案14件について、願い出のとおり許可を与えることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案14件について、願い出のとおり許可を与えることに決しました。

◎議案第4号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第6、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議案書は44ページから45ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○菅井泰弘主任主事 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。事務局からは、判断基準となります農地区分等についてご説明いたします。

番号1番、転用目的は、事業用の車両置場として自己転用するものです。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されますが、集落接続の例外規定が適用されると判断されます。

以上でございます。

○議長（大橋邦雄会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、伏見晃也委員長より現地調査並びに許可基準に基づいた検討結果について報告をお願いいたします。

○伏見晃也農地調査委員長 それでは、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご報告申し上げます。

4月15日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、事務局から説明を受け、現地調査を行いました。現地調査を踏まえ、許可基準に基づいて申請書の内容を審議した結果、申請案件について許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から報告がありました、本案についてご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり許可相当の意見を付して宮城県に進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案について許可相当の意見を付して宮城県に進達することに決しました。

◎議案第5号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第7、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議案書は46ページから51ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○菅井泰弘主任主事 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。事務局からは、判断基準となります農地区分等についてご説明いたします。

番号1番、転用目的は、寺の駐車場として所有権を移転するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

番号2番、転用目的は、一般住宅として使用貸借権を設定するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

番号3番、転用目的は、駐車場として所有権を移転するものです。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されますが、集落接続の例外規定が適用されると判断されます。

なお、既に利用されていることから、始末書が提出されております。

番号4番、転用目的は、事務所として所有権を移転するものです。農地区分は、300m以内に鉄道の駅がある農地であることから、第3種農地と判断されます。

以上でございます。

○議長（大橋邦雄会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、伏見晃也委員長より現地調査並びに許可基準に基づいた検討結果について報告をお願いいたします。

○伏見晃也農地調査委員長 それでは、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご報告申し上げます。

4月15日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、事務局から説明を受け現地調査を行いました。現地調査を踏まえ、許可基準に基づいて申請書及び始末書の内容を審議した結果、申請案件について許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案4件について、原案のとおり許可相当の意見を付して宮城県に進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案4件について、許可相当の意見を付して宮城県に進達することに決しました。

◎議案第6号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第8、議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の取消しについてを議題といたします。

議案書は52ページとなります。事務局より議案の内容について説明願います。

○齋藤敏幸主幹 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の取消しについてご説明いたします。

資料につきましては、52ページからとなります。

番号1番、取消しを必要とする内容を申し上げます。対象農地は、XXXXXXXXXX番ほか4筆、地目は田、面積5,171㎡であります。願い出理由は、圃場整備地区が本換地の公告により所有権の移転登記ができなくなったためであります。

以上の説明となります。

○議長（大橋邦雄会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、伏見晃也委員長より検討結果について報告をお願いいたします。

○伏見晃也農地調査委員長 それでは、議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の取消しについて、事前審査結果についてご報告申し上げます。

去る4月15日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、農業経営基盤強化促進法に基づく許可取消願についての事前審査を行いました。

申出された案件1件についてであります。申出書類に基づき慎重審査したところ、取消しはやむを得ないものと判断いたしました。

以上、報告を申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案については、原案のとおり取消し承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案について原案のとおり取消し承認することに決し

ました。

◎議案第7号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第9、議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案書は53ページから92ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○齋藤敏幸主幹 議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

別添、令和3年度農用地等利用集積計画一覧表を基にご説明させていただきます。

今月の受付件数は、中間管理事業による一括方式による集積46件、213筆、約35ha、利用権設定13件、96筆、約9ha、所有権移転5件、8筆、約2.7ha、合計64件、317筆、約46.7haでございます。

中間管理事業一括方式による集積46件、番号1番から46番、宮城県農地中間管理機構へ集積を行い、転貸するための案件。利用権設定13件で、1番から13番、貸手から認定農業者に直接農地集積を図る案件。

貸借期間、4年7か月から10年。

10a当たりの賃借料、金銭によるもの、田、4,000円から2万円、畑、4,000円となっております。米による物納、25kgから90kgとなっております。

所有権移転5件で、認定農業者等への所有権移転であり、10a当たりの単価25万7,000円から40万円での売買となっております。

以上の説明となります。

○議長（大橋邦雄会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、伏見晃也委員長より検討結果について報告をお願いいたします。

○伏見晃也農地調査委員長 それでは、議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてご報告申し上げます。

4月15日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、農業経営基盤強化促進法に基づき申出のありました農用地利用集積計画について検討いたしました。

利用権設定を受ける者及び所有権移転を受ける者は、いずれも耕作に必要な労働力、農機具等が備わっている認定農業者等であります。

検討した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、中間管理事業による一括方式の46件、利用権設定の13件及び所有権移転の5件について異議がないことを確認いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大橋邦雄会長） 初めに、一括方式について審議をいたします。

議案書は53ページから79ページになります。ご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案一括方式46件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案一括方式46件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

続いて、利用権設定について審議をいたします。

議案書は80ページから90ページになります。ご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案利用権設定13件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案利用権設定13件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

続いて、所有権移転について審議をいたします。

議案書は91ページから92ページになります。ご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案所有権移転5件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案所有権移転5件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

◎閉 会

○議長（大橋邦雄会長） 以上で今定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。

これもちまして第34回石巻市農業委員会定例総会に係る議事を終了いたします。

午後2時17分 閉会